



令和6年12月25日 第34回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時43分

1 出席委員

|             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 番 餌 取 靖 徳 | 3 番 遠 國 和 宏 | 4 番 上 妻 良 一  |
| 5 番 菊 地 隆 志 | 7 番 松 田 博 幸 | 8 番 遠 藤 勇    |
| 9 番 人 見 華 代 | 10 番 石 黒 彰  | 11 番 岡 元 義 春 |
| 12 番 吉 村 進  |             |              |

2 欠席委員

3 議事に参与するもの

事 務 局 長 山 田 弘 幸  
総務担当主査 留 田 篤 史  
総 務 主 査 餌 取 秀 和

○議事日程

日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名委員の指名について  
日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について  
日程第 4 議案第2号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について  
日程第 5 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
日程第 6 議案第4号 令和7年度農業振興等に関する要望書について

# 第34回農業委員会総会

令和6年12月25日

開会 午後1時30分

## (開 会)

○議長 ただいまから、令和6年度第34回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

## (会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

## (署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、10番石黒彰委員、11番岡元義春委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

## (議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地174番6ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、山林、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、345,905㎡のうち、畑249,011㎡、採草放牧地が74,512㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、離農に伴い所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては新規就農により、農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は円となっています。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、11月13日、私と遠藤委員、菊地委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町鷺府236番6ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、44,301㎡のうち、38,800㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を、新たに賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間、円、10アール当たり円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、11月13日、私と遠藤委員、菊地委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛914番1ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は畑です。

面積につきましては、154,211㎡のうち、125,385㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を、新たに賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間、円、10アール当たり円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、11月13日、私と遠藤委員、菊地委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第9号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛363番1ほか38筆、計39筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、雑種地、山林、現況は畑です。

面積につきましては、159,188㎡のうち、108,391㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定(継続)するものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の

説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾237番11ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、91,781㎡のうち、85,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番から23番を説明します。

局長。

○事務局長 3番から23番までは旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和6年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書に記載とおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

24番、25番を説明します。

局長。

○事務局長 24番25番は、令和6年10月30日開催の第32回足寄町農業委員会総会で、北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、買入れされた農地で、今回、受け手に貸し付ける案件です。

なお、案件の詳細につきましては、議案書に記載とおりですので、省略します。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定しま

す。

（議案第4号）

○議長 「議案第4号 令和7年度農業振興等に関する要望書について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、令和7年度農業振興等に関する要望書について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第38条（関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出）の規定に基づき、足寄町長渡辺俊一氏に対し、「令和7年度農業振興等に関する要望書」を提出するため、審議を求めるものです。

要望書の内容について、説明します。

国等に対する農業施策等の要請につきましては、1. 生産資材価格の高騰対策、2. 中山間地域への日本型直接支払所得補償制度の創設、3. 農業基盤整備事業予算の確保、4. 優良農地の確保を要請しています。

町対する農業施策等の要望につきましては、1. 農業委員の報酬の引き上げ、2. 農業振興地域整備計画（総合的見直し）の早期完了、3. 有害鳥獣被害防止対策の強化、4. 酪農・畜産・畑作対策の推進、5. 農業委員会予算の確保及び事務局体制の強化を要望しています。

なお、詳細につきましては、令和6年11月22日開催の全員協議会で説明済みですので、省略します。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、ご質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、新年早々、足寄町長渡辺俊一氏に、令和7年度農業振興等に関する要望書を手渡すとともに、足寄町議会議員に、その旨、通知することとします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました  
議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第34回足寄町農業委員会総  
会を閉会します。

午後 1時 43分 閉会

---

議 長 吉村進

---

農業委員 石黒彰

---

農業委員 岡元義春

---